

構内フォークリフト等使用要領

- 第1条 (目的)
- 第2条 (使用範囲)
- 第3条 (申請・登録・廃止等)
- 第4条 (遵守事項)
- 第5条 (フォークリフト所有会社における安全管理)
- 第6条 (措置)
- 第7条 (改廃)
- 第8条 (施行)

(目的)

第1条

本要領は、東京国際エアカーゴターミナル株式会社（以下「**TIACT**」という）が管理する敷地内（以下「**当ターミナル内**」という）において、航空貨物の移動に用いるフォークリフト（けん引車両等を含むものとし、以下「**フォークリフト等**」という）の使用に関して必要な事項を定めたものである。

(使用範囲)

第2条

- 1 当ターミナル内においては、原則として **TIACT** が承認したフォークリフトでなければ使用することができない。
- 2 当ターミナル内へフォークリフトを持ち込み・使用することのできる会社は、原則として **TIACT** の業務委託先及び **TIACT** と上屋の賃貸借契約を締結した会社のみとする。但し、**TIACT** がその使用を認めたものについてはこの限りではない。
- 3 **TIACT** が承認したフォークリフトについては、**TIACT** が発行・付与する小型車両登録証（以下「**登録証**」という）を貼付しなければならない。
- 4 構内で使用できるフォークリフトの種類は原則として電動のものとする。但し、それ以外の種類についても、事前に **TIACT** がその使用を認めたものについてはこの限りではない。

(申請・登録・廃止等)

第3条

- 1 所有するフォークリフトを当ターミナル内へ持ち込み・使用する会社は、事前に **TIACT** 所定の申請書に記入・提出し、**TIACT** より承認を受けなければならない。
- 2 所有するフォークリフトを当ターミナル内へ持ち込み・使用する会社は、予めその保管場所を業務委託契約または賃貸借契約等の範囲内に適切に確保するものとする。
- 3 **TIACT** が発行する登録証は、フォークリフト車体の見やすい場所に貼付するものとする。
- 4 フォークリフトを入替・廃止する場合は、**TIACT** が定める手続きを行うものとする。
- 5 登録証の有効期間は3年とし、更新時は新規の登録申請と同様の手続きを行うものとする。

(遵守事項)

第4条

当ターミナル内でフォークリフト等を運転する者は、運転時に以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) フォークリフト等の運転従事者は、常に周囲の安全（歩行者及び車輛相互）に留意して運転を行うこと。
- (2) 構内道路を進行するときは15km/毎時以下、貨物等けん引時は8km/毎時以下とする。
- (3) 運転者以外の乗車はしないこと。
- (4) 急発進、急ブレーキ、急旋回はしないこと。
- (5) 見通しの悪い場所及び当ターミナル内道路を横断する際は、必ず一旦停止のうえ左右の安全を確認すること。
- (6) 構内道路及び駐車禁止場所には駐車しないこと。
- (7) 運転時はヘルメット、安全靴を着用すること。
- (8) 携帯電話、喫煙等のながら運転は決して行わないこと。
- (9) フォークリフトでの貨物搬送時はバック走行を原則とする。

(フォークリフト所有会社における安全管理)

第5条

- 1 当ターミナル内でフォークリフトを所有し使用する会社は、フォークリフト運転従事者に対する安全教育の実施、並びに労働基準監督署が開催する「安全運転・管理研修会」を2年に1回受講させなければならない。
- 2 使用するフォークリフトには、労働安全規則に基づく点検・検査を実施し、特定自主検査済の検査標章を貼付することとする。
- 3 その他、関係法令等を遵守する。

(措置)

第6条

TIACTは、本要領に違反した運転従事者及びその所有会社に対して、使用禁止措置又は本ターミナルからの退去等の措置を講ずることがある。

(改廃)

第7条

本要領は事業部が所管し、改廃は事業部長の決裁による。

(施行)

第8条

本要領は2011年8月9日から制定し施行する。

本要領は2014年2月10日から改定し施行する。

本要領は2014年8月1日から改定し施行する。

本要領は2015年3月10日から改定し施行する。

本要領は2016年2月10日から改定し施行する。

本要領は2021年4月1日から改定し施行する。

本要領は2023年4月1日から改定し施行する。